●● 介護保険負担限度額認定 ●●

施設サービスまたはショートステイを利用した場合は

サービス費の１割～３割 、 居住費 、 食費 、 日常生活費 が自己負担となります。

**＋**　　　　　　　　　　**＋**　　　　　　　**＋**

日常生活費

食　費

居 住 費

サービス費用の１割～３割

負担限度額認定を受けると

居住費 と 食 費 　が減額されます

●対象となる人の要件　※①及び②の要件は、どの段階であっても満たす必要があります。

①本人及び配偶者が住民税非課税の人　※住民票上で別世帯や、事実婚（内縁）の場合も含む

②世帯員全員が住民税非課税の人

③本人及び配偶者の資産の合計額が2,000万円、単身は1,000万円以下の人（第１段階）

④本人及び配偶者の資産の合計額が1,650万円、単身は650万円以下の人（第２段階）

⑤本人及び配偶者の資産の合計額が1,550万円、単身は550万円以下の人（第３段階①）

⑥本人及び配偶者の資産の合計額が1,500万円、単身は500万円以下の人（第３段階②）

●負担限度額（１日あたり）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者  負担段階 | 該当要件 | 居住費等の負担限度額 | | | | 食費の負担限度額 | |
| ユニット型  個　室 | ユニット型  個室的多床室 | 従 来 型  個　室 | 多 床 室 | 施設サービス | 短期入所サービス |
| **第１段階** | 上記①、②、③に該当し、老齢福祉年金受給者又は、生活保護の受給者 | 820円 | 490円 | 490円  (320円) | 0円 | 300円 | 300円 |
| **第２段階** | 上記①、②、④に該当し、合計所得金額と課税年金　及び**非課税年金**収入額が80万円以下の人 | 820円 | 490円 | 490円  (420円) | 370円 | 390円 | 600円 |
| **第３段階①** | 上記①、②、⑤に該当し、合計所得金額と課税年金　及び**非課税年金**収入額が80万円超120万以下の人 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円  (820円) | 370円 | 650円 | 1,000円 |
| **第３段階②** | 上記①、②、⑥に該当し、合計所得金額と課税年金　及び**非課税年金**収入額が120万円超の人 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円  (820円) | 370円 | 1,360円 | 1,300円 |
| 基 準  費用額  (第４段階) | 水準となる額  ※実際の額は施設により異なる場合があります | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円  (1,171円) | 377円  (855円) | 1,445円 | 1,445円 |

※介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合は、

（　　）内の金額となります。**申請に必要なものは裏面をご覧ください。**

●申請に必要なもの

①介護保険負担限度額認定申請書

②同意書　※金融機関へ預貯金照会する際に使用します

③本人及び配偶者が保有している資産額が確認できるもののコピー

・預貯金通帳の表紙（氏名確認）と最終残高が確認できるページ（２ヶ月以内のもの）

※預貯金通帳を複数持っている場合はその全て（定期預金も含みます）

・有価証券（株式、国債等）、投資信託、金・銀の場合はその額面がわかるもの

　④個人番号（マイナンバー）確認書類

　◎生活保護受給者は、①・④・『生活保護受給証明書（浦添市以外）』を提出してください



平成28年１月から手続きには個人番号（マイナンバー）が必要です

平成28年１月よりマイナンバー制度が始まりました。それに伴い各種申請・届出の手続きにはマイナンバーの記載が必要になりました。

なりすまし等の不正行為を防ぐために本人確認が義務付けられました。そのため、介護保険の手続きの際には下記の書類が必要です。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| Ⓐ：本人が窓口で申請する場合 | | Ⓑ：代理人（家族、成年後見人等）が窓口で申請する場合 | |
| 被保険者本人が申請書類を記入し、提出する場合は、被保険者本人の　【①番号確認】と【②身元確認】を行います | | 代理人が申請書を記入し、提出する場合は被保険者本人の【①番号確認】と代理人の【②身元確認】と【③代理権の確認】を行います | |
| ①  番号確認 | 個人番号が記載された  マイナンバーカード ・住民票等 | ①  番号確認 | 個人番号が記載された  マイナンバーカード・住民票等 |
| ②  身元確認  （本人） | 顔写真入りの身分証明書１つ  （マイナンバーカード・運転免許証等）  または  官公庁から発行された書類２つ  （介護保険被保険者証、負担割合証、医療保険証等） | ②  身元確認  （代理人） | 顔写真入りの身分証明書１つ  （マイナンバーカード・運転免許証等）  または  官公庁から発行された書類２つ  （介護保険被保険者証、負担割合証、医療保険証等） |
| ※マイナンバーカードであれば①・②を兼ねる※ | | ③  代理権の  確　認 | 本人からの委任状  または  介護保険被保険者証 、 本人に対して発行・発給された書類 （負担割合証、各種申請案内通知書等） |
| Ⓒ：Ⓐ・Ⓑ以外の場合 | | | |
| ＜郵送の場合＞  個人番号（マイナンバー）の記入のみお願いします  ＜第三者（使者）が窓口で提出する場合＞  本人または代理人が記入した申請書とⒶまたはⒷの書類の写しを見えないように封筒に入れて提出してください | | | |

＊＊＊　お問い合わせ　＊＊＊

いきいき高齢支援課　介護給付係　🕿876-1291（内線3594）